

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱

令和2年	3月	3日	文部科学大臣決定
令和2年	6月	18日	一部改正
令和2年	12月	25日	一部改正
令和3年	3月	31日	一部改正
令和3年	12月	20日	一部改正

(通則)

第1条 私立学校情報機器整備費補助金（遠隔授業活用推進事業を除く。以下「補助金」という。）の交付については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、私立学校を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に以下の事業にかかる経費を補助することにより、もって多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別適正化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的とする。

- (1) 児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階）
- (2) 家庭学習のための通信機器整備支援事業
- (3) 学校からの遠隔学習機能の強化事業
- (4) GIGAスクールサポーター配置促進事業
- (5) 私立学校入出力支援装置購入事業
- (6) 児童生徒1人1台端末の整備事業（高等学校段階）
- (7) 学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業

(交付の対象及び補助率等)

第3条 学校法人に対し、別表に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において、当該年度に減額等の措置を受けたものは、算定した補助金の額にその減額等の割合を乗じた額を当該算定した補助金の額から減じた額を交付する。

2 次の各号に該当する学校法人は交付対象としないものとする。ただし、次の各号について、学校法人の設置する特定の学校についてのみ該当する場合は、当該学校についてのみ交付しないことができる。

- (1) 文部科学省の「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたもの
- (2) 前号に掲げる補助金の交付申請を行っていない学校法人であって、当該補助金の基準等に照らして不交付又は減額等の措置を受けるものに相当する事実があると認められるもの
- (3) 法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄付行為に違反しているもの
- (4) 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でないもの

(5) 教育条件又は管理運営が適正を欠くもの

(申請手続)

第4条 この補助金の交付を受けようとする学校法人は、様式第1による交付申請書を、都道府県を経由の上、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする学校法人は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 都道府県知事は、第1項の申請書の提出を受けたときは、様式第1-2による交付申請額一覧を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、都道府県知事に交付決定額一覧を送付するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 都道府県知事は、第1項による交付決定額一覧の送付を受けたときは、速やかに当該学校法人に対し、様式第2による交付決定通知書を送付しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた学校法人は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した交付申請取下げ書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による交付申請取下げ書を受領したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助金の交付決定を受けた学校法人（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ様式第3による内容変更承認申請書を、都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者に交付される国の補助金額に変更をきたすことなく、かつ、次の各号に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

- (1) 同一品目で規格の変更
- (2) 部品又は付属品の変更
- (3) 製造業者又は納入業者の変更

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第4による事業中止(廃止)承認申請書を、都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を、都道府県知事を経由して補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第5による事業遅延報告書を、都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに様式第6による状況報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに補助金の交付の決定をした日の属する国の会計年度が終了した場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付し、当該年度の翌年度の4月10日までに年度終了実績報告書(様式第8)を都道府県知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 都道府県知事は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 都道府県知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合は、様式第9による確定報告書を文部科学大臣に送付するものとする。
- 4 都道府県知事は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認められる場合で、その是正措置が可能であると認められるときは、当該補助事業者に補助事業の是正措置を命ずるものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定により、補助事業の是正措置を講じた場合には、その内容を都道府県知事に報告するものとする。
- 6 都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 7 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 文部科学大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が適正化法及び施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第7項の規定を準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税等仕入控除税額確定報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第17条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第19条 学校法人、補助事業者又は都道府県知事は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省又は都道府県知事に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第20条 文部科学大臣及び都道府県知事は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、都道府県知事又は補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、文部科学大臣は都道府県知事又は補助事業者に対し、都道府県知事は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、令和2年度予算に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行し、令和3年度補正予算に係る補助事業から適用する。ただし、第12条第3項、第13条第7項、第14条第3項及び第4項、第19条並びに第20条に係る改正については、令和3年度当初予算以前に係る補助事業においても適用するものとする。

別表（第3条関係）

補助事業名	補助対象学校種	補助対象経費	補助率等
児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階）	私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部及び中学部）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が1人1台の端末を用いて学習するための情報機器（学習者用コンピュータ、周辺機器等）の整備に要する経費 ※機器の運搬搬入、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内とする ・ただし、学習者用コンピュータの整備台数に4.5万円を乗じた額を補助上限額とする
家庭学習のための通信機器整備支援事業	私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するために必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器（USB Dongle）、SIMカード）の整備に要する経費 ※初期設定費を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内とする ・ただし、可搬型通信機器の整備台数に1万円を乗じた額を補助上限額とする
学校からの遠隔学習機能の強化事業	私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔学習を行うために使用する設備（カメラ、マイク等及びこれらの附属品）の整備に要する経費 ※設備の運搬搬入、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内とする
GIGA スクールサポーター配置促進事業	私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境整備の設計や使用マニュアル（ルール）の作成などを行うためのICT技術者の配置に要する経費（人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内とする

<p>私立学校入出力支援装置購入事業</p>	<p>私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校</p>	<p>・障害により情報機器の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の整備に要する経費 ※装置の運搬搬入、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む</p>	<p>・補助対象経費の1/2以内とする</p>
<p>児童生徒1人1台端末の整備事業（高等学校段階）</p>	<p>私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）</p>	<p>・生徒が使用する情報機器（学習者用コンピュータ、周辺機器等）の整備に要する経費 ※機器の運搬搬入、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む</p>	<p>・補助対象経費の原則1/2以内とする ・ただし、学習者用コンピュータの整備台数に4.5万円を乗じた額を補助上限額とする ・なお、補助対象経費に学習者用コンピュータの整備台数を除した額が3万円以下は実額、6万円未満は3万円を補助額単価とする</p>
<p>学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業</p>	<p>私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校</p>	<p>・遠隔授業及びハイブリッド教育の充実等のオンライン学習を本格化させるための指導用コンピュータの整備に要する経費又はICTを活用した授業環境の高度化に資する機器の整備に要する経費 ※機器の運搬搬入、設置、据え付け、調整に必要な経費を含む</p>	<p>・補助対象経費の1/2以内とする ・ただし、指導用コンピュータの整備台数に4.5万円を乗じた額を補助上限額とする</p>

算定されたそれぞれの額（学校単位）に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。